

飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例(平成28年3月28日条例第3号)第6条第1項及び第2項の規定により、令和7年提出の市長等の資産等報告書に係る審査会意見書の閲覧開始の日、閲覧場所及び閲覧期間を次のとおり告示する。

令和7年8月14日

飯塚市長 武 井 政 一

- 1 閲覧開始日 令和7年8月15日
- 2 閲覧期間 報告義務者の任期満了の日まで
- 3 閲覧場所 飯塚市新立岩5番5号
飯塚市役所 総務部 人事課
- 4 閲覧時間 午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分まで
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日並びに12月29日から翌年1月3日までは閲覧できません。